

日本内分泌学会会員 各位

**特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における
障害の認定要領の一部改正について**

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部より周知依頼が届いております。
詳細は下記ホームページをご覧ください。

●特別児童扶養手当

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160421Q0010.pdf>

●障害児福祉手当、特別障害者手当

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160421Q0020.pdf>